

近畿地区高等専門学校体育連盟規約

第1章 組織及び事務所

第1条 本規約は、近畿地区高等専門学校体育連盟（以下「連盟」という。）の運営について必要な事項を定める。

第2条 本連盟は、近畿地区の高等専門学校をもって組織する。

第3条 本連盟の事務所は、会長校の高等専門学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟は、近畿地区の高等専門学校相互の親睦と、健全な体育の発展を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 近畿地区高等専門学校体育大会（以下「体育大会」という。）の開催
- (2) 近畿地区の体育研究会の開催
- (3) 体育運動に関する諸団体との連絡
- (4) その他本連盟の目的に必要な事業

第3章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 2名
- 理 事 加盟学校長全員
- 監 事 2名

第7条 会長及び副会長は、理事の互選によって決定する。

2 会長は、本連盟を統括し、本連盟を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。

4 理事は、加盟各学校の校長とし、理事会を組織し、本連盟の運営に当たる。

5 監事は、理事会の推薦にもとづき、会長が委嘱し、本連盟の会計を監査する。

第8条 会長、副会長及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 理事会

第9条 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第10条 理事会は、年1回以上開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他審議が必要な事項

2 理事会は、必要と認めるときは、理事以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5章 専門委員会

第11条 連盟に専門委員会を置く。

2 専門委員会は、理事会から諮問された専門の事項について検討し、その結果を理事会に答申する。

第12条 専門委員会は、次の専門委員で構成する。

- (1) 会長校の学生主事及び事務の長
- (2) 加盟各学校の体育教員1名

(3) 会長が必要と認めたもの

第13条 専門委員会に委員長を置き、会長校の学生主事がこれに当たる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

第13条の2 専門委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

第6章 会計

第14条 本連盟は、連盟費、寄付金その他の収入によって運営する。

第15条 連盟費は、加盟各学校1校当り年額20,000円とする。ただし、必要に応じて連盟費を減額すること、または臨時徴収することができる。

第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 体育大会

第17条 近畿地区高等専門学校体育大会（以下「体育大会」という。）の主管は加盟7校の輪番とする（主管校）。加盟各学校は競技を運営する（主催校）。

第18条 主管校の校長は、体育大会の会長となる。

第19条 体育大会の会長は、体育大会の円滑な運営を図るため、実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織し、次の事項について立案し、理事会の議を経て実施する。

(1) 体育大会の企画及び運営

(2) 体育大会の予算及び決算

(3) その他競技運営に必要な重要事項

第20条 実行委員会に委員長を置き、主管校の学生主事がこれに当る。

2 委員長は、実行委員会を招集し、その議長となる。

第21条 実行委員会は、次の委員で構成する。

(1) 加盟各学校の学生主事及び事務の長

(2) 加盟各学校の体育教員1名

(3) その他実行委員会委員長が必要と認めた者

附則

1 本規約は、昭和43年5月25日より実施する。

2 近畿地区高等専門学校体育連盟規約（昭和39年4月1日実施）は廃止する。

附則

この改正規約は、昭和46年5月26日から施行し、昭和46年4月1日遡及して適用する。

附則

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和54年11月12日から施行する。

附則

この規約は、平成16年5月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成21年5月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年5月13日から施行する。